

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県総合生活文化会館(アトリオン)	所在地	秋田市中通二丁目3番8号
指定管理者	厚生ビル管理株式会社	県所管課	文化振興課

1 施設の概要													
設置目的	文化の発展を図るため、芸術文化に関する鑑賞機会や活動の場を提供する。												
県の施策上の施設の位置付け	文化の発展を図るため、芸術文化に関する鑑賞機会や活動の場を提供する。 質の高い音楽公演の開催、文化芸術に関する人材の育成、音楽に親しむ機会の創出等に取り組む。												
設置年	1989年	経過年数	37年	目標使用年数	60年	残年数	23年	施設面積	延床面積13,375.15㎡(県部分)				
施設の設置状況	音楽ホール、練習室、音楽研修室、和室、美術展示ホール、研修室、多目的ホール、イベント広場												
県内類似施設	由利本荘市文化交流館カダレー、湯沢文化会館、大曲市民会館、仙北市民会館、ほくしか鹿鳴ホール等					東北各県類似施設		福島市音楽堂、盛岡市民文化ホール、中新田バツハホール※音楽ホール関係					
施設の基本的な方針(個別施設計画)	方向性	方向性に向けた対応											
	存続	施設の機能維持と利用者の安全確保のため、設備機器等の計画的な改修・更新を行い施設を存続させる。											
料金制	利用料金併用制	主な料金設定		別紙のとおり									
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5年間)					営業期間・時間 別紙のとおり							
指定管理業務の内容	①管理運営業務 ②施設・設備の維持管理業務 ③施設等使用許可業務 ④貸館関連業務 ⑤文化振興業務					自主事業の内容		①訪問演奏会 ②4台ピアノ ③アトリオン少年少女合唱団 ④アトリオン・アカデミー ⑤名義主催公演 ⑥受託公演 ⑦プレイガイド					
サウンディング実施対象	年間利用者数(人)	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入(千円)	R3	R4	R5	R6	R7	
		178,600	163,281	162,233	164,419	173,550		36,129	31,104	33,571	38,758	35,277	
収支決算(千円)	収入	項目	R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析					
		利用料収入	36,129	31,104	33,571	38,758	35,277	年間利用者数	文化施設での大型企画展の開催により入場者が若干増加したことや、音楽施設において長期修繕工事がなくコンサート等の入場者数が増加したことに伴い、施設全体として前年度比で約5.6%の増となった。				
	指定管理料	35,099	35,099	35,099	35,099	35,099							
	その他収入	7,281	8,200	9,595	10,905	10,454							
	合計	78,509	74,403	78,265	84,762	80,830	収支決算	収入については、文化施設・音楽施設とも全体的な利用件数減少のため、前年度比で約9.0%減となった。 支出については、職員の退職による人件費減少の一方で、それに伴う委託料の増加や施設・備品の保守管理費増加の要因に伴い、前年度比で約0.5%の増となった。					
	人件費	37,361	40,569	42,543	45,141	42,560							
	光熱水費	0	0	0	0	0							
	修繕費	1,260	1,361	1,205	1,502	1,132							
	委託料	22,165	21,863	27,873	26,833	30,044							
	その他支出	9,332	9,497	10,890	11,663	11,814							
合計	70,118	73,290	82,511	85,139	85,550								
収支差	8,391	1,113	▲ 4,246	▲ 377	▲ 4,720								

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県総合生活文化会館(アトリオン)	所在地	秋田市中通二丁目3番8号
指定管理者	厚生ビル管理株式会社	県所管課	文化振興課

2 <観点I> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

運営方針・施設の利用目標	○文化芸術の発展に寄与する ○県民が高品質な文化芸術に触れ、親しむ機会を創出する ○来館者の満足度向上と賑わいや活気に溢れた施設づくりに資する ○近隣文化施設との連携を図り、周辺地域の活性化に貢献する ○健全で効率的な予算執行に努める ○指定管理業務を補完する自主事業を積極的に展開する 利用目標：年間の利用者数18万人以上			
目標・実績	目標の内容	利用者数 222,000人		
	年度	R 5	R 6	R 7
	目標	222,000	222,000	222,000
	実績	162,233	164,419	173,550
	達成率	73.1%	74.1%	78.2%
具体的な取組とその効果	文化施設での大型企画展の開催や音楽施設でのコンサート入場者数増加のため、前年度比で約5.6%の増となったが、目標（220,000人）を達成することはできなかった。 増減要因の分析 ・全体の利用者数は前年より微増したが、目標には届いていない。 ・文化施設は大型企画展の開催により美術展示ホールが増加したが、文化施設全体では前年度比101%と横ばいであった。 ・音楽施設はコンサートの入場者が増加しており、前年度より約8,000人増加している。			
次年度の目標	目標の内容	利用者数 180,000人		
	設定の根拠	コロナ禍から利用者数は回復してきているものの、依然としてコロナ禍前の水準まで利用者数が戻っていない状況である。 次年度の目標は、令和3・4・5年の利用者数の平均の1割増として18万人を目標としている。		
<観点I> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）	
	指定管理者	C	達成率が80%未満のため、C評価とする。	
	県所管課	C	達成率が80%未満のため、C評価とする。	

3 <観点II> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

利用者満足度の実績	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	実績 (%)	91.2	91.8	92.5	県主催コンサートの満足度は、90%以上を維持している。
	具体的な取組とその効果	国際ピアノコンクール優勝者によるリサイタル開催など観客が求める良質な音楽の提供や、利用者アンケートの要望に応え、パイプオルガンのリサイタルを開催した結果、利用者の満足度が向上したと考える。			
<観点II> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	実績が80%以上であり、A評価とする。		
	県所管課	A	適切な管理運営が行われ、県民サービスの向上が概ね実施されているため、A評価とする。		

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県総合生活文化会館(アトリオン)	所在地	秋田市中通二丁目3番8号
指定管理者	厚生ビル管理株式会社	県所管課	文化振興課

4 <観点Ⅲ> 県民サービス及び業務効率性の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

モニタリング項目	モニタリング項目		主な視点	指定管理者	県所管課
	評価者	評価			
モニタリング項目	管理運営体制	① 職員の配置状況	事業計画書等に照らして適切な職員配置となっているか 等	A	A
		② 職員の勤務実績	事業計画書等に照らして適切な勤務実績となっているか 等	A	A
		③ 職員の処遇等	職員の処遇が労働法規に反していないか 等	A	A
		④ 施設等の適切な管理	事業計画書等に照らして日常的な保守管理や定期点検、清掃、警備、修繕等がなされているか 等	A	A
		⑤ 備品の適切な管理	備品の紛失・損傷はないか 等	A	A
		⑥ 個人情報の保護	個人情報取扱特記事項が遵守されているか 等	A	A
		⑦ 安全・安心の確保	事故防止マニュアルや緊急時連絡体制を整備しているか 等	A	A
		⑧ 経費の低減・収入の増加	経費の低減や収入の増加の取組が進められ、前年度と比較し、施設の収支状況が改善されたか 等	B	B
		⑨ 健全な経営	指定管理者選定時の財務指標と比較し、特段の経営の悪化がみられないか 等	A	A
	サービス向上	① 開館日・開館時間等	事業計画書等に照らして適切な開館状況となっているか 等	A	A
		② 業務の実施	事業計画書等に照らして適切な業務が実施されているか 等	A	A
		③ 施設の使用許可	事業計画書等に照らして適切に使用許可がされているか、優先的又は不利益な取り扱いはないか 等	A	A
		④ 職員の接客	丁寧な対応や挨拶がなされているか、名札着用や適正な服装をしているか 等	A	A
		⑤ 広報・利用情報の発信	ウェブサイトやSNS、パンフレットなど、多様な媒体により積極的な広報を実施しているか 等	A	A
	⑥ 利用者の相談・意見・苦情	ウェブサイトや電話等による相談窓口を整備し、利用者からの相談・意見・苦情への対応策を講じているか 等	A	A	
	⑦ 課題への対応	利用状況のほか、満足度調査等から課題を抽出し、対応策を講じているか 等	A	A	
<観点Ⅲ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	文化施設、音楽施設とも、順調に運営しており、管理運営体制に問題はなく、事業計画に則ったサービス向上に努めている。また、県民からの評価（満足度）も高いことからA評価とする。		
	県所管課	A	モニタリング項目の概ねがA評価であることから、A評価とする。		

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県総合生活文化会館(アトリオン)	所在地	秋田市中通二丁目3番8号
指定管理者	厚生ビル管理株式会社	県所管課	文化振興課

5 県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方		
県の施策の達成状況	音楽ホールを中核に、各施設を効果的に活用し、県民に良質な音楽鑑賞や文化活動の機会を提供する。	
施設運営の課題	設置から37年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、年々修繕費用が増えている。	
今後の方向性	計画的な修繕により施設の機能や魅力を維持しながら、県内唯一の音楽専用ホールなど施設の特性を生かした企画を実施することで、利用者ニーズに対応していく。また、「あきた芸術劇場」や「秋田県立美術館」などの周辺施設を効果的に連携しながら、文化振興に寄与していく。	
6 外部有識者委員会による評価（提言）		
評価(提言)令和6年度	施設の管理運営状況	・人件費や外部委託費が上昇していることへの対応について要検討。
	県の施策達成に向けた施設運営	・建設から30年以上が経過している施設であり、あきた芸術劇場も近隣に整備された点等も踏まえ、施設の将来の方向性について要検討。 ・近隣に「あきた芸術劇場」があり、両施設とも指定管理料を投じている状況も踏まえ、両施設の位置付けの明確化・周知について要検討。
評価(提言)を踏まえた対応方針令和6年度	指定管理者	音楽ホールにおいて世界的に著名な音楽家を招いてコンサートを開催するほか、美術展示ホールの広さと高さを生かし美術展覧会を誘致するなど、県民の文化芸術の発展に寄与するとともに利用者の増加と収入増加に努める。また、施設が老朽化してきているが、練習室や研修室などの保守管理に努め、利用者の安全と利便性を確保していく。
	県所管課	・昨今の価格高騰の中においては、ある程度の人件費等の上昇はやむを得ないものと考えているが、そのような状況の中においても、指定管理者と連携し、効果的な管理運営と利用環境の維持に努める。 ・施設の中核をなす音楽ホールは、クラシック音楽に最適な国内最高水準の音響性能を有する県内唯一の音楽専用ホールである。一方で、同規模であるあきた芸術劇場中ホールは、舞台芸術に適した構造や音響性能を備えており、それぞれの特性について利用者への周知に努める。
対応方針の進捗状況令和7年度	指定管理者	・舞台操作（舞台・照明・音響）として1社3名に業務委託しているが、その委託料削減と専門性の向上に向けて、弊社職員を音響操作技術者として養成している。 ・音楽ホール照明をハログンからLED化し、練習室の老朽化した床の貼り替えなどにより、省エネと利用者の安全確保に努めている。
	県所管課	・指定管理期間の更新に合わせ、指定管理者が企画する県主催音楽事業を年4回から年3回に変更することで、指定管理者が1公演当たりの企画や質を向上できるようにしたとともに、物価や人件費高騰の中でも収支の均衡を保てるよう施設等使用料を改定した。 ・それぞれの施設の特性を活かした芸術文化イベントの開催を実施しているところである。

別紙

秋田県総合生活文化会館の利用料金

1 施設利用料

(1) 音楽ホール、練習室及び音楽研修室

区分			利用料金の額				
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき	
音楽ホール	入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合	平日	25,170円	33,560円	58,730円	9,860円	
		土曜日・日曜日・休日	33,870円	45,160円	79,030円	13,250円	
	入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合	平日	42,450円	56,600円	99,050円	16,970円	
		土曜日・日曜日・休日	59,850円	79,800円	139,650円	24,070円	
第一練習室	公演、音楽発表会その他練習以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合	平日	4,800円	6,400円	11,200円	1,800円
		土曜日・日曜日・休日	5,580円	7,440円	13,020円	2,120円	
	入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合	平日	8,850円	11,800円	20,650円	3,390円	
		土曜日・日曜日・休日	10,500円	14,000円	24,500円	4,030円	
	練習に使用する場合			1時間につき		590円	
第二練習室			1時間につき		420円		
第三練習室			1時間につき		300円		
音楽研修室			1時間につき		1,060円		

備考

- 音楽ホール若しくは第一練習室の使用において午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき若しくは当該時間に1時間未満の端数があるとき又は第二練習室、第三練習室、第四練習室若しくは音楽研修室の使用において使用時間が1時間未満であるとき若しくは当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- この表において「入場料」とは、使用者が、いずれの名義であるかを問わず、音楽ホール又は第一練習室の入場者から徴収するその入場の対価をいう。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 使用者が入場料を徴収しない場合又は1,500円以下の入場料を徴収する場合で、営業その他これに類する目的をもって音楽ホール又は第一練習室を使用するときは、入場料1人当たりの最高額が1,501円以上の場合の利用料金を徴収する。
- 音楽ホールを練習又は準備のために使用する場合の利用料金の額は、入場料を徴収しない場合又は入場料1人当たりの最高額が1,500円以下の場合の額に0.5を乗じて得た額とする。
- 前号の規定にかかわらず、音楽ホールをパイプオルガンの練習のために使用するときは、利用料金は、徴収しない。

※ 令和7年9月1日から、第四練習室が運用開始されています。

第四練習室	1時間につき	720円
-------	--------	------

※ 令和7年9月1日から、和室が運用開始されています。

(2) 和室

区分	利用料金の額			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
和室	2,040円	2,720円	4,760円	680円

備考

- この表において「1時間につき」とは、秋田県総合文化会館条例施行規則に定める使用時間を超過する時間に係るものとし、その時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(3) 美術展示ホール

区分		使用の単位	利用の額	使用の単位	利用の額
第一展示室	全室	1日につき	19,090円	1時間につき	1,900円
	A		14,420円		1,400円
	B		5,940円		600円
第二展示室			13,040円		1,300円
第一展示室及び第二展示室			29,790円		3,000円
第三展示室	全区画		13,260円		1,300円
	4分の3区画		9,950円		1,000円
	4分の2区画		6,630円		700円
	4分の1区画		3,320円		300円

備考

- この表において「1時間につき」とは、秋田県総合文化会館条例施行規則に定める使用時間を超過する時間に係るものとし、その時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(4) 研修室

区分	利用料金の額			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全区画	18,330円	24,440円	42,770円	6,110円
4分の3区画	13,750円	18,330円	32,080円	4,590円
4分の2区画	9,170円	12,220円	21,390円	3,060円
4分の1区画	4,590円	6,110円	10,700円	1,530円

備考

- 午後5時後の使用時間が時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- 使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、研修室の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(5) 多目的ホール

区分		利用料金の額			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全ホール	平日	18,510円	24,680円	43,190円	6,170円
	土曜日・日曜日・休日	21,630円	28,840円	50,470円	7,210円
ホールA	平日	9,260円	12,340円	21,600円	3,090円
	土曜日・日曜日・休日	10,820円	14,420円	25,240円	3,610円
ホールB	平日	4,630円	6,170円	10,800円	1,550円
	土曜日・日曜日・休日	5,410円	7,210円	12,620円	1,810円
ホールC	平日	4,630円	6,170円	10,800円	1,550円
	土曜日・日曜日・休日	5,410円	7,210円	12,620円	1,810円

備考

- 1 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- 2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 3 使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

(6) イベント広場

区分		利用料金の額			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時後の時間1時間につき
全区画	平日	14,490円	19,320円	33,810円	4,830円
	土曜日・日曜日・休日	17,400円	23,200円	40,600円	5,800円
2分の1区画	平日	7,250円	9,660円	16,910円	2,420円
	土曜日・日曜日・休日	8,700円	11,600円	20,300円	2,900円

備考

- 1 午後5時後の使用時間が1時間未満であるとき又は当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。
- 2 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 3 使用者が営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

2 設備利用料

(1) 音楽ホール及び練習室

区分		使用の単位	利用料金の額	
音楽ホール	楽器	パイプオルガン	23,750円	
		グランドピアノ（フルコンサート用・外国製）	11,730円	
		グランドピアノ（フルコンサート用・日本製）	5,870円	
	音響設備		1式1回につき	2,440円
	照明設備		1式1回につき	4,770円
	舞台設備	所作台	1式1回につき	5,340円
		平台		2,410円
		松羽目		1,150円
		竹羽目		1,680円
		金びょうぶ	1双1回につき	1,150円
		1枚1回につき	1,150円	
第一練習室	音響設備		1式1回につき	1,170円
	照明設備	サスペンションライト	1式1回につき	1,170円
	舞台設備	可動ステージ	1式1回につき	2,410円
第三練習室	楽器	ポジティブオルガン	1台1回につき	840円
音楽ホール・第一練習室共通	楽器	チェンバロ	1台1回につき	5,870円

(2) 美術展示ホール、研修室、多目的ホール及びイベント広場

区分	使用の単位	利用料金の額
拡声装置	1式1回につき	1,170円
DVDプレイヤー		590円
のぞきケース		590円
四面ガラスケース		590円
プロジェクター		560円

※ 令和7年9月1日から、「ビデオテープレコーダー」を「DVDプレイヤー」として運用しています。

3 営業期間・時間

(1) 使用時間

施設	使用時間
音楽ホール	午前9時から午後10時まで
練習室	
和室	
音楽研修室	
多目的ホール	
イベント広場	
美術展示ホール	午前9時から午後8時まで
研修室	午前9時から午後9時まで

(2)

施設	休業日
音楽ホール	一 水曜日（休日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日という。以下この表において同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） 二 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
練習室	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日
和室	
音楽研修室	
美術展示ホール	
研修室	
多目的ホール	1月1日
イベント広場	

※ 「練習室（第4）」と「和室」は令和7年9月1日からの運用となります。